指定学校変更審查基準

平成20年3月28日 新郷村教育委員会

学校教育法施行令第8条に基づく指定学校の変更申し立てに対する審査は、次の3条件を満たし、かつ下表に該当する場合はこれを承諾する。

《条件》

- 1 保護者が指定学校変更後の通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途上の安全について責任をもつことを承諾すること。
- 2 学校施設の運営上問題がないと判断されること。
- 3 教育委員会が必要と認めた書類等が添付されていること。

区 分	内 容	許可期間	添付書類
1. 村内で転居した場合	現籍校に引き続き就学	卒業までの期間。	なし
	する。		
2. 今後1年以内に新郷	当該通学区域の学校に	転居までの期間。	建築確認書・売買契
村内で他の通学区域	就学する。	(原則1年以內。)	約書・工事契約書・
に住居を定めること			譲渡決定通知書・賃
が確実な場合			借契約書等
3. 病気治療又は心身上	就学可能な学校へ就学	診断書又は学校長	医師の診断書又は学
の理由がある等、教	する。	の所見に基づく期	校長の意見書等
育上の配慮を要する	(最寄りの特殊学級設	間。	
場合	置校への就学等)		
4. 共働き家庭・ひとり	下校後の児童の預り先	項目にある状況が	在学証明書・預り先
親家庭・自営業等の	または店舗等の所在地	継続する間。	の承諾書・店舗等の
場合	の通学区域の学校に就	(卒業までの期	所在地を確認できる
	学する。	間。)	書類等
5. 指定学校変更許可を	当該兄弟姉妹と同じ学	卒業までの期間。	なし
受けている兄弟姉妹	校へ就学する。		
がある場合			
6. その他教育委員会が	児童生徒の適切な保護	その都度定める。	教育委員会が指示す
認める場合	監督、地理的条件、教		るもの
	育的配慮を要する等、		
	総合的に勘案して決定		
	する。(いじめ、不登		
	校等。)		